



2015年春・北陸新幹線開業

議会基本条例と 議会改革について

平成26年8月19日

金沢市議会意見交換会

1

目次



2015年春・北陸新幹線開業

1. 議会の役割
2. 議会の運営
3. 議会基本条例
4. 議会改革

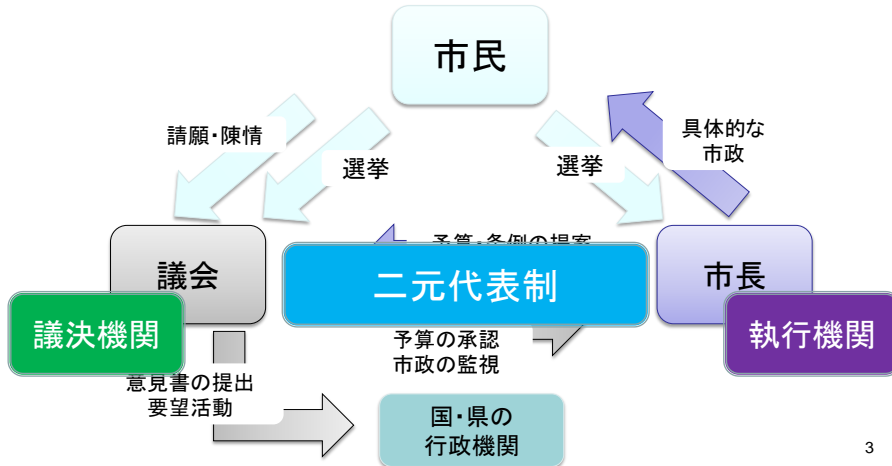
2

1. 議会の役割



2015年春・北陸新幹線開業

(1) 市民・議会・市長の関係



1. 議会の役割

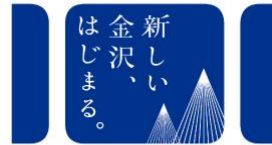


2015年春・北陸新幹線開業

(2) 議会の権限

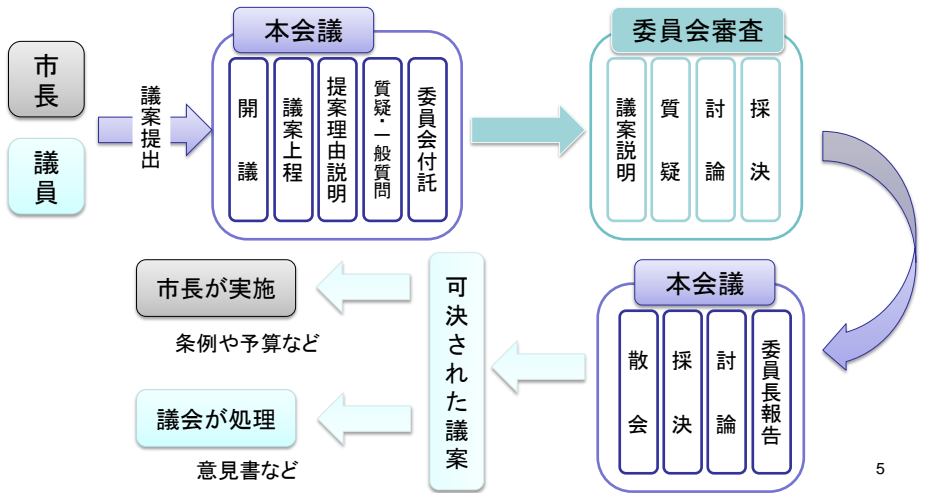
- | | | |
|------------|---|----------|
| ① 議決 | → | 条例・予算の決定 |
| ② 市政の監視 | → | 質疑・一般質問 |
| ③ 選挙・同意 | → | 副市長の選任など |
| ④ 政策提案 | → | 議員提案条例など |
| ⑤ 意見書の提出 | → | 国への要望など |
| ⑥ 請願・陳情の受理 | → | 市民の意見を反映 |

2. 議会の運営



2015年春・北陸新幹線開業

(1) 議会の流れ



3. 議会基本条例



2015年春・北陸新幹線開業

(1) なぜ、議会基本条例をつかったのか

地方分権の推進

- 国から地方へ財源と権限の移譲
- 地方の権限の拡大
- 多様な意見を反映し、より存在感をもった議会として、更なる充実と強化が求められている

6

3. 議会基本条例



2015年春・北陸新幹線開業

(1) なぜ、議会基本条例をつくったのか

金沢には500有余年にわたる独自の自治の精神

- これまでも議会活性化と透明性を確保し、議会機能の強化を図ってきた
- 将来にわたって、議会改革の一層の進展を目指し、市民の負託に応えるべく条例を制定

7

3. 議会基本条例



2015年春・北陸新幹線開業

(2) 金沢市議会基本条例について

平成23年から議会基本条例制定に向けて検討を始める

- 平成25年3月定例会において、全会一致により制定された
(平成25年4月1日施行)

8

3. 議会基本条例



2015年春・北陸新幹線開業

(3) 金沢市議会基本条例の構成 (全11章・全37条)

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 用語の意義

9

3. 議会基本条例



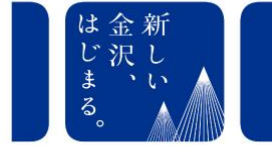
2015年春・北陸新幹線開業

第2章 基本理念

- 第3条 議会の使命
- 第4条 議員の使命
- 第5条 議会の活動原則
- 第6条 議長の活動原則
- 第7条 議員の活動原則

10

3. 議会基本条例



2015年春・北陸新幹線開業

第3章 議会及び 議員の 役割

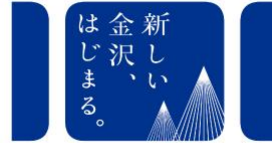
- 第8条 議会の役割
- 第9条 議長の役割
- 第10条 議員の役割
- 第11条 会派の役割
- 第12条 危機管理

第4章 議会と市民の 関係

- 第13条 議会と市民の関係

11

3. 議会基本条例



2015年春・北陸新幹線開業

第5章 議会と市長 の関係

- 第14条 議会と市長等の関係の基本原則
- 第15条 議会への説明
- 第16条 議決事件
- 第17条 議会活動の尊重
- 第18条 市長等の質問
- 第19条 議員の文書質問
- 第20条 政策等の監視及び評価

12

3. 議会基本条例



第6章 会議等の 運営

- 第21条 会議の運営原則
- 第22条 通年議会
- 第23条 代表質問
- 第24条 一問一答方式
- 第25条 委員会

第7章 政治倫理

- 第26条 政治倫理

第8章 議員定数

- 第27条 議員定数

13

3. 議会基本条例



第9章 議会と 議会事務局 の体制強化

- 第28条 議会改革の推進と議会の権能強化
- 第29条 広報広聴の充実
- 第30条 政務活動費
- 第31条 議会事務局の体制強化
- 第32条 図書室の充実
- 第33条 予算の確保
- 第34条 他の地方公共団体等との交流及び連携の推進

14

3. 議会基本条例



2015年春・北陸新幹線開業

第10章 議会及び 議員の責務

- ・ 第35条 議会及び議員の責務

第11章 補則

- ・ 第36条 継続的な検討
- ・ 第37条 他の条例等との関係

15

4. 議会改革



2015年春・北陸新幹線開業

(1) 議決事件の拡大(第16条)

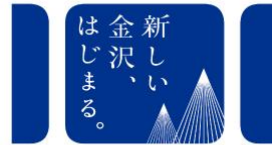
重要な政策等について市民に開かれた議論を行うために「金沢市議会の議決すべき事件に関する条例」を制定

(平成25年12月議会で可決)

- ① 基本構想、都市構想等の策定、変更又は廃止
 - ② 市民憲章の制定、変更又は廃止
 - ③ 都市宣言の制定、変更又は廃止
 - ④ 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消
- 議会として積極的に市の意思決定に参画

16

4. 議会改革



2015年春・北陸新幹線開業

(2) 議長の職に就くことを希望する者の所信表明 (第21条第2項)

議長の職に就くことを希望する者は、5名以上の推薦議員を集めれば、所信表明会において、所信を述べることができる

(平成26年3月議会から実施)

- ① より開かれた議長選挙の実現
② 議会の代表となる議長としての決意を表明

17

4. 議会改革



2015年春・北陸新幹線開業

(3) 議会広報委員会の設置(第29条)

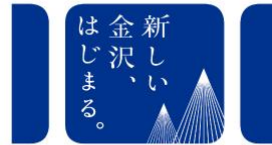
議会活動をより多くの市民に分かりやすく広報するために議会広報委員会を設置

(平成26年3月24日設置)

- 議会だよりの見直しなど、議会広報のあり方について検討

18

4. 議会改革



2015年春・北陸新幹線開業

(4) 議員の文書質問について(第19条)

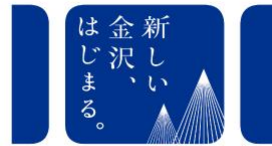
本会議などの会議期間以外でも、市長等に文書をもって質問できる

(平成26年4月から実施)

- ① 緊急を要する事件に関する質問
- ② 定例月議会が開催されていない間に、
一議員について1回、1件
- 市長等は14日以内に答弁書を提出
- 市政の監視機能の強化

19

4. 議会改革



2015年春・北陸新幹線開業

(5) 通年議会の導入(第22条)

これまでは年4回(3月、6月、9月、12月)にその都度会期を決定して議会活動をしていた

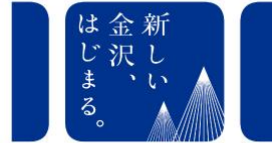
- 6月から翌年の3月までのおおむね1年を会期とする通年議会を導入

(平成26年6月議会から導入)

- ① 本会議の招集がいつでも可能
- ② 行政に対する監視機能が強化

20

4. 議会改革



2015年春・北陸新幹線開業

(6) 意見交換会の実施(第29条第2項)

議会での審議結果を報告するとともに、市民の方との意見交換をするために実施する。

(平成26年8月19日 初回実施)

- ① 各常任委員会が担当し、市内で年5回実施
- ② 市政の課題となるテーマについて報告
- 意見交換会で出された意見を、議会が把握することで、それらの意見をより市政に反映させることができる。

21

4. 議会改革



2015年春・北陸新幹線開業

(7) 一問一答方式の導入(第24条)

これまでは議会での質問は、質問者が全ての質問を述べてから、市長等がまとめて答弁していた

- 一つの質問に対して、その都度答えるように一問一答方式を導入

(平成26年9月導入予定)

- 議論の論点や争点が明確化

22

4. 議会改革



2015年春・北陸新幹線開業

(8) さらなる議会改革に向けて

議会活性化推進会議(第28条第1項)の設置
(平成25年12月16日)

- 不断の議会改革を行い、常に自らの議会運営を
検証・評価することで、市民の負託に応える、
開かれた議会を実現する